

災害救助の手引き

令和 8 年 5 月

広島県健康福祉局

目次

第1章 災害救助法の概要

1 災害救助法の概要	1
2 救助の種類、程度、方法及び期間	2
3 災害救助法の適用	5
4 事務の流れ	14

第2章 応急救助の種類別詳細

1 避難所の設置	22
2 応急仮設住宅の供与	26
3 炊き出しその他による食品の給与	28
4 飲料水の供給	29
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	30
6 医療	32
7 助産	33
8 被災者の救出	34
9 福祉サービスの提供	35
10 被災した住宅の応急修理	36
11 学用品の給与	50
12 埋葬	51
13 死体の搜索	52
14 死体の処理	53
15 障害物の除去	54
16 法による応急救助を実施するために必要な輸送	55
17 法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等	57
18 救助事務費	58

第3章 各種様式

第4章 応急救助の基準一覧

第1章 災害救助法の概要

1 災害救助法の概要

(1) 災害救助法の目的

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

(2) 実施体制

ア 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)

イ 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町長へ委任できる。

(3) 法の基本原則

① 平等の原則

現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。

② 必要即応の原則

応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

③ 現物給付の原則

法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、現物をもって行うことを原則としている。

④ 現在地救助の原則

- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事（又は市町村長）が救助を行う。

⑤ 職権救助の原則

応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を実施する。

(4) 費用の支弁及び国庫負担

ア 費用の支弁

救助に要する費用は、救助が行われた地の都道府県が支弁する。なお、都道府県知事が法第 13 条の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村に委任した場合等においては、都道府県知事は救助を必要とす

る者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

イ 費用の求償

都道府県は、他の都道府県の地域において行われた救助について応援を行った場合、その応援のため支弁した費用については救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。

ウ 国庫負担

救助に要する費用が 100 万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次の区分により負担される。

- (ア) 2/100 以下の部分 50/100
- (イ) 2/100 をこえ 4/100 以下の部分 80/100
- (ウ) 4/100 をこえる部分 90/100

2 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

① 避難所の設置	⑨ 福祉サービスの提供
② 応急仮設住宅の供与	⑩ 被災した住宅の応急修理
③ 炊き出しその他による食品の給与	⑪ 学用品の給与
④ 飲料水の供給	⑫ 埋葬
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	⑬ 死体の捜索
⑥ 医療	⑭ 死体の処理
⑦ 助産	⑮ 障害物の除去
⑧ 被災者の救出	

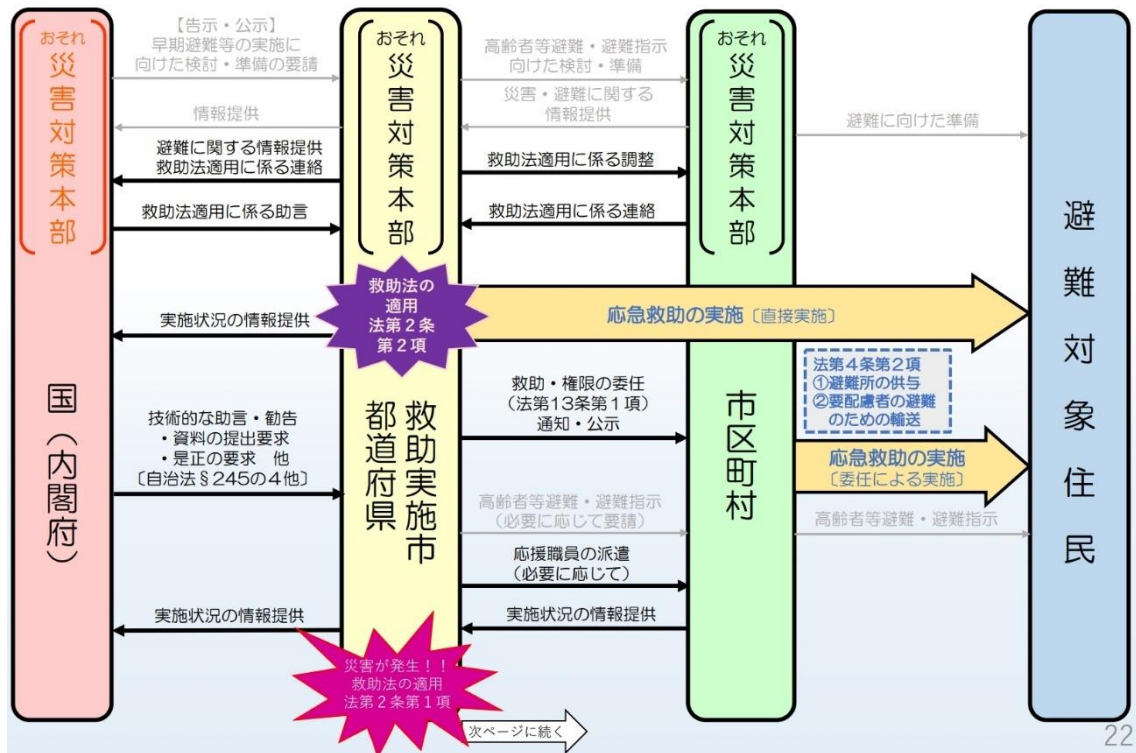
(2) 救助の程度、方法及び期間

一般基準	特別基準
救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。	一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。※

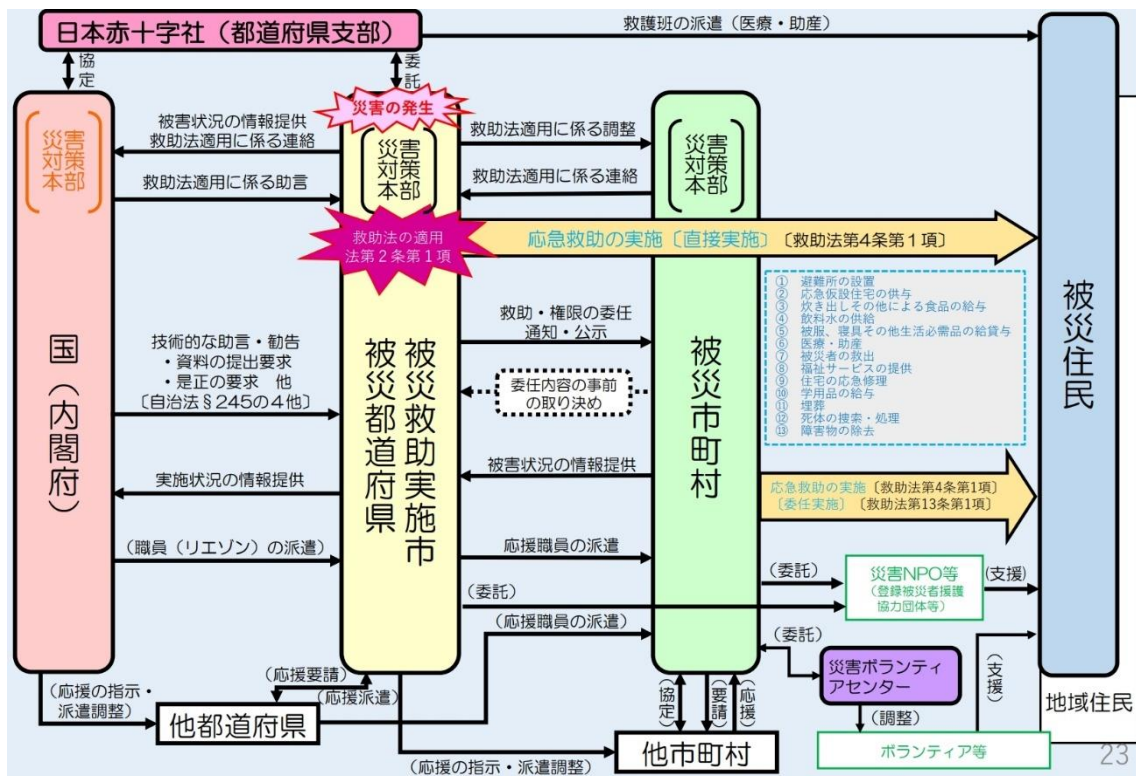
※ 過去の災害では、費用の限度額を超えた救助費用や救助期間の延長等が、特別基準として認められた。

(3) 災害救助法による応急救助の実施概念図

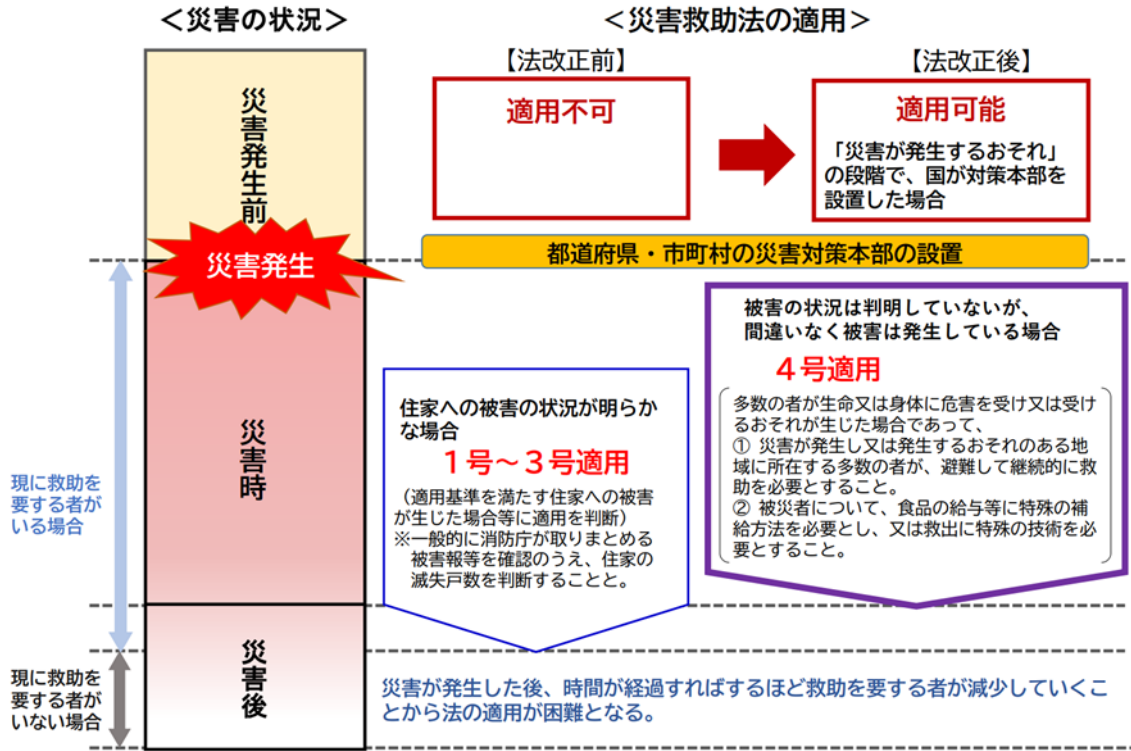
ア 災害が発生するおそれ段階 (法第2条第2項)



イ 災害が発生した段階 (法第2条第1項)



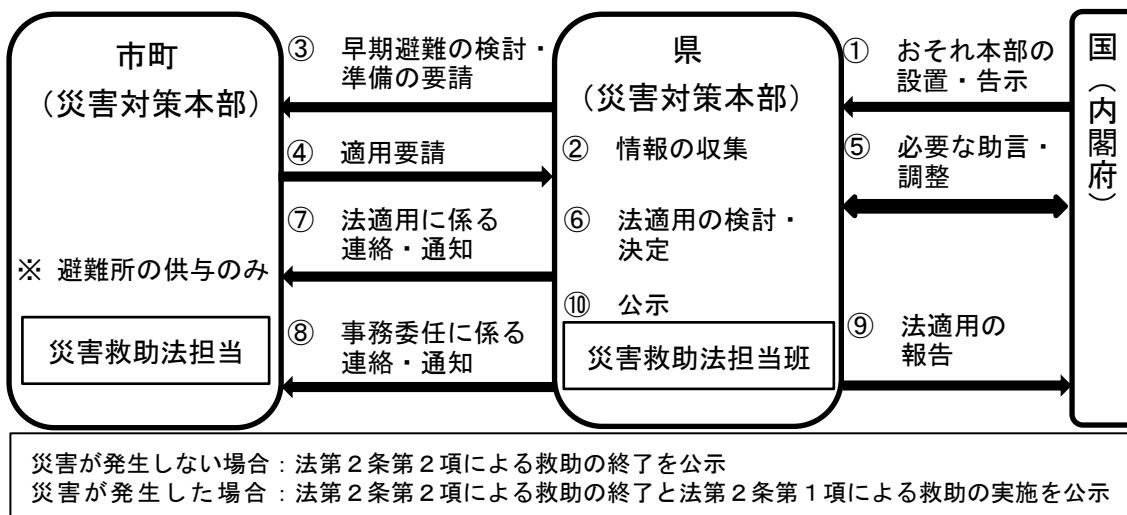
【参考】 災害の状況と災害救助法の適用に係る整理



(出典：災害救助法の制度概要（令和7年10月版）（内閣府政策統括官（防災担当））

3 災害救助法の適用

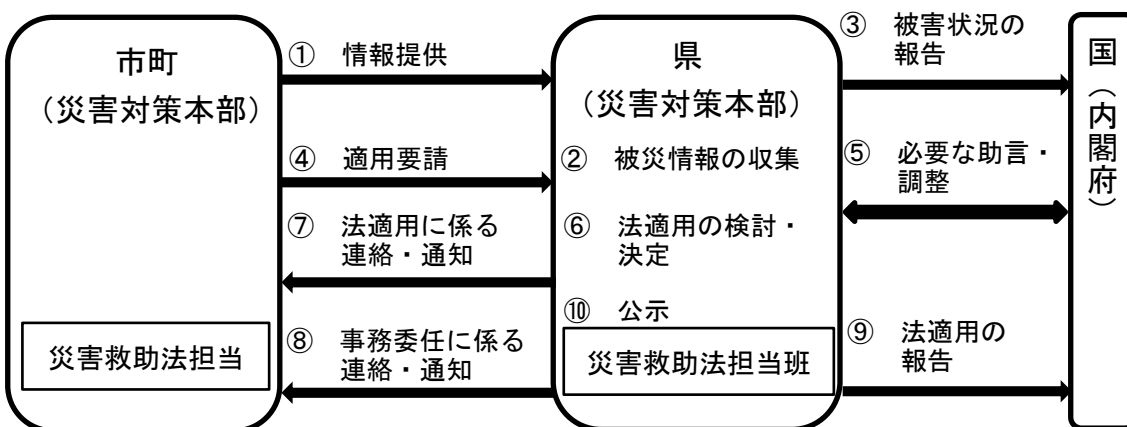
(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用【法第2条第2項に基づく適用】



ア 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（指定都市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に適用することができる。

イ 他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合は法による救助を行う必要はない。

(2) 災害が発生した場合の適用【法第2条第1項に基づく適用】



ア 適用条件等

(ア) 単位は、市町村の区域（指定都市については、市又は区のいずれの地域を単位とすることができる。）

(イ) 原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるとき

(ウ) 同時又は接近して異なる原因による災害が発生したときには、その

実情に応じて、これらの災害を一の災害と認定して差し支えない。

- (エ) 河川、道路、傾斜地等の崩壊等があっても、住民等が救助を要する状態にない場合や他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合は、法による救助を行う必要はない。

イ 適用基準（令第1条第1項第1号から第4号）

区 分	内 容	
第1号適用	県内の市町の滅失世帯数が別表1「災害救助法適用基準」の基準に達した時	
第2号適用	次の2つの基準に達した時 1 広島県内における住家滅失世帯数2,000世帯以上 2 当該市町の滅失世帯数が第1号適用基準の1/2以上	
第3号適用	前段	次の2つの基準に達した時 1 広島県内における住家滅失世帯数9,000世帯以上 2 市町で多数の世帯の住家が滅失（※1）
	後段	次の2つの場合 1 災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合（※2） 2 かつ、市町で多数の世帯の住家が滅失した場合
第4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合（※3）	

※1 多数の世帯とは、確定数では示されていないが、災害弔慰金の支給等に関する法施行令等から、最低5世帯以上は必要と考えられる。

※2 内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)で定める特別な事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとされている。

※3 内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号第2条)で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとされている。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 適用の流れ【法第2条第1項に基づく適用】

番号	実施者	対応	方法等
①	市町	市町における災害が、前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県(災害救助法担当班)に情報提供する。	電話、メール等による。
②	県(災害救助法担当班)	県(災害救助法担当班)は、市町からの情報提供、又は災害対策本部事務局等が収集した被災情報を把握する。	
③		県(災害救助法担当班)は、把握した被害状況を随時、内閣府へ報告する。	
④	市町	市町における災害が、前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに県(災害救助法担当班)に法適用の要請を行う。 ※法適用の要請を検討する際は市町長の意向確認を確実に実施する。	
⑤	国(内閣府)	国(内閣府)は、法適用の可否について、県(災害救助法担当班)に対して、必要な助言・調整を行う。	
⑥	県(災害救助法担当班)	県(災害救助法担当班)は、収集した被害状況、又は市町からの要請に基づき、国(内閣府)との調整を踏まえて、法適用の検討・決定を行う。	
⑦	県(災害救助法担当班)	県(災害救助法担当班)は、災害救助法を適用した旨を市町に連絡・通知する。	
⑧		県(災害救助法担当班)は、市町に委任する救助事務について、連絡・通知する。	
⑨		県(災害救助法担当班)は、国(内閣府)へ法適用の報告を行う。	
⑩		県(災害救助法担当班)は、災害救助法の適用について、県ホームページにより公示する。	

(4) 事例

ア 近年の事例

新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに第4号適用する運用が行われている。(別表2、3参照)

適用基準	都道府県	災害名	概要
第3号後段	高知県	平成30年7月豪雨	被災地域が孤立し、救助が極めて困難となり、ボートによる救出等の特殊な技術が必要となったため
第4号	新潟県	中越地震	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時が夕方であったため、震度6弱以上を観測した市町は、深夜に適用 ・その後、震度5以上で、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用
	石川県	能登半島地震	震度5強以上を観測した市町に対して直ちに適用
	秋田県	台風第11号による災害	合併前の人口規模では滅失世帯数の基準に達するものの、合併後の人口規模では基準に達しない場合にも、多数の住民が生命、身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合に該当すると判断
	栃木県、茨城県	平成24年竜巻災害	多数の住家被害が生じ、継続的に救助を必要とする状況が生じたため
	新潟県	平成25年豪雪	放置すれば住宅の倒壊により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたため
	長野県	平成26年御嶽山噴火	多数の被災者（登山者）の救出を迅速に行う必要があったため
	鹿児島県	平成27年口永良部島噴火	噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられ、全島避難となったため
	新潟県	平成28年糸魚川の大規模火災	強風により近隣家屋に延長し、さらに延焼のおそれがあったため
	千葉県	令和元年台風第15号	停電によって多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたため

イ 事故等の対応例

事故等		法による救助	
		実施	未実施
昭和 55 年	静岡駅前ゴールデン街におけるガス爆発事故	○	
昭和 60 年	日本航空機の墜落事故		○
平成 8 年	北海道豊浜トンネルの崩落事故		○
	長野・新潟県境の蒲原沢での土石流災害		○
	日本海におけるナホトカ号沈没に伴う重油流失事故		○
平成 11 年	茨城県東海村臨界事故	○	
平成 23 年	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故	○	

(5) 救助事務の委任（広島県地域防災計画）

ア 事務委任

- (ア) 災害救助法による救助は知事が実施し、市町長は補助機関として活動にあたるが、より迅速な災害対策を行うため、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。
- (イ) 県から、市町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 福祉サービスの提供（福祉関係職員による避難所の巡回など） 8 被災した住宅の応急修理 9 学用品の給与 10 埋葬 11 死体の捜索・処理 12 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など） 3 福祉サービスの提供（DWATの派遣など）

イ 事務委任の留意点

- (ア) 救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、市町に通知することにより行う。

- (イ) 市町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

(6) 被害の認定

被害の認定に当たっては、次の点に留意し、迅速かつ適正に行わなければならない。

ア 住家被害

	定義
住家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物 ○ 現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかは、問わない。 例：一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物 ○ 一般に住家として取り扱われる住宅であっても、居住する者がいない場合は、世帯数として数えない。
世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生計を一にしている実際の生活単位 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。 ○ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあつたりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、そこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

被害種類	認定基準 (割合%)	
	損壊部分が延床面積の割合	住家全体に占める損害割合 (経済的被害)
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上～70%未満	40%以上～50%未満
中規模半壊	30%以上～50%未満	30%以上～40%未満
半壊	20%以上～30%未満	20%以上～30%未満
準半壊	10%以上～20%未満	10%以上～20%未満
準半壊に至らない	10%未満	10%未満

種類	基準
住家が滅失したもの (全壊、全焼または流出)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの ○ 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ○ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの <p>【被害の程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも ○ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
住家の半壊、半焼する等 著しく損傷したもの (半壊または半焼)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの ○ 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも <p>【被害の程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ○ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの <p>※ 大規模半壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの ○ 損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満 ○ 住家の損壊割合が40%以上50%未満のもの <p>※ 中規模半壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模半壊に至らないまでも相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの ○ 損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満 ○ 住家の損壊割合が30%以上40%未満のもの
準半壊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの <p>【被害の程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの ○ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
住家が床上浸水、土砂の 堆積等により一時的に居 住することができない状 態となったもの (床上浸水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のも ○ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ 人的被害

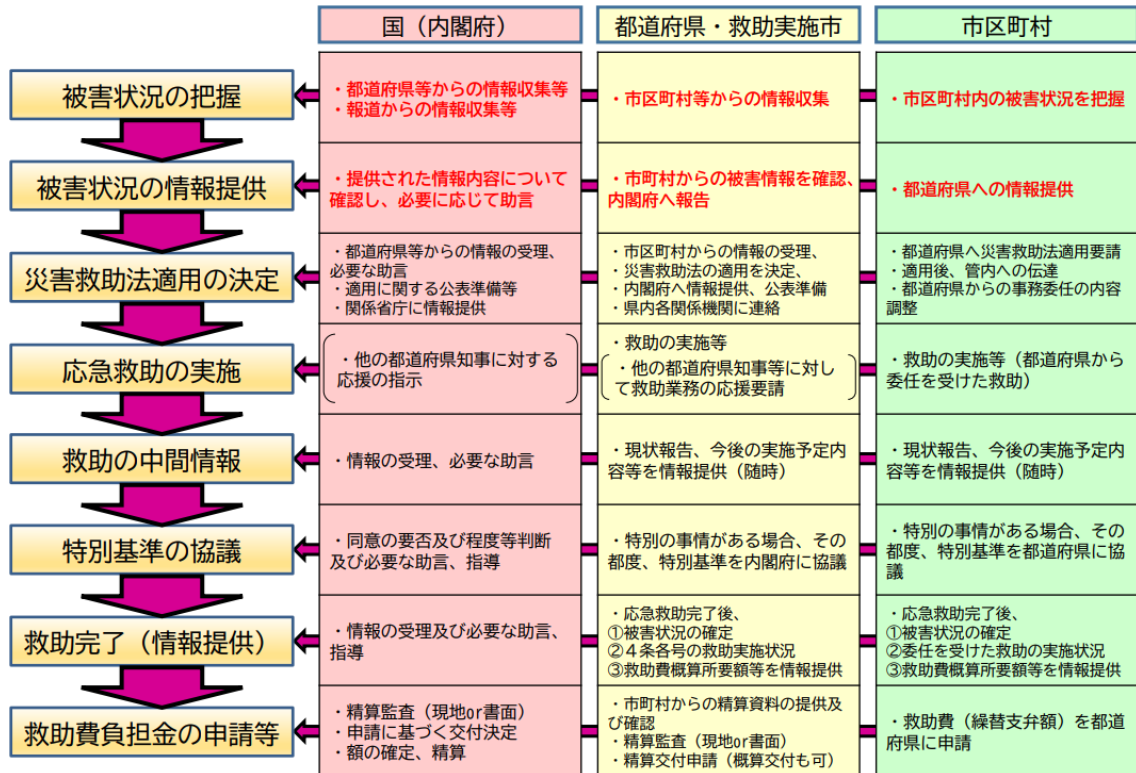
	定義
死者	○ 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ○ 死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
災害関連死者	○ 死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの
行方不明者	当該災害で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。

【参考】「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日府政防第1746号）
「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）
「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日）
「災害救助事務取扱要領」（令和7年10月内閣府政策統括官（防災担当））

（7）救助の終了

市町は、現に救助を必要とする者がいなくなったときには、県へ救助終了について報告する。県は国へ救助終了の報告を行い、県ホームページにより公示する。

4 事務の流れ



（出典：災害救助法の制度概要（令和7年10月版）（内閣府政策統括官（防災担当））

【参考】令和3年8月11日からの大雨による災害における主な事務の流れ

時期	国（内閣府）	県	市 町
R 3. 8月	【 8 月 12 日 】 発 災 ・ 災 害 救 助 法 適 用		
	20日 説明会の実施（オンライン）	13～14日 救助法適用告示（4市町）	応急救助の実施・各種様式等の作成
12月	1日 国庫負担金概算交付申請の連絡	7日 市町へ概算交付申請額の照会（請求額内訳、各種様式の提出）	27日 各種様式、支出証拠書類の提出
R 4. 1月		支出証拠書類等の内容確認 14日 内閣府へ概算交付申請書提出	
2月		28日 市町へ払戻請求書を依頼	
3月	23日 国庫負担金概算交付決定	26日 内閣府へ概算払請求書提出	11日 県へ払戻請求書提出
4月			8日 県から払戻
5月		23日 市町へ実績報告を依頼	
6月		14日 内閣府へ実績報告	9日 県へ実績報告
8月	【 8 月 3 日 ～ 5 日 】 精 算 監 査		
12月		28日 市町へ監査後の実績報告を依頼	
R 5. 1月		24日 内閣府へ事業実績報告及び特別協議提出	16日 県へ監査後の実績報告
3月	29日 特別協議同意 31日 国庫負担金確定	31日 市町へ災害救助費の確定通知	災害救助費の追加交付・返還（該当市町）
～5月			

別表 1

災害救助法適用基準

市区町名	人口	住家が滅失した世帯数	
		1号基準	2号基準
広島市	1,200,754	150	75
中区	142,699	100	50
東区	119,353	100	50
南区	145,805	100	50
西区	190,232	100	50
安佐南区	247,020	100	50
安佐北区	138,979	100	50
安芸区	77,103	80	40
佐伯区	139,563	100	50
呉市	214,592	100	50
竹原市	23,993	50	25
三原市	90,573	80	40
尾道市	131,170	100	50
福山市	460,930	150	75
府中市	37,655	60	30
三次市	50,681	80	40
庄原市	33,633	60	30
大竹市	26,319	50	25
東広島市	196,608	100	50
廿日市市	114,173	100	50
安芸高田市	26,448	50	25
江田島市	21,930	50	25
府中町	51,155	80	40
海田町	29,636	50	25
熊野町	22,834	50	25
坂町	12,582	40	20
安芸太田町	5,740	40	20
北広島町	17,763	50	25
大崎上島町	7,158	40	20
世羅町	15,125	50	25
神石高原町	8,250	40	20
県計	2,799,702		

(注1) 人口は、令和2年国勢調査による。

(注2) 住家が滅失した世帯数の算定要領

- 滅失した世帯が1世帯で1世帯とみなす。
- 半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯とみなす。
- 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とみなす。

全国における災害救助法適用状況(平成29年度以降)

年度	適用年月日	災害の内容	適用自治体		適用基準
平成29年	7.5	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県	(1市1町1村)	4号
			大分県	(2市)	4号
	7.22	平成29年7月22日からの大雨	秋田県	(1市)	1号
	9.17	平成29年台風第18号	大分県	(2市)	1号
	10.22	平成29年台風第21号	三重県	(1市1町)	1号
			京都府	(1市)	1号
	10.21		和歌山県	(1市)	1号
	2.6	平成30年2月4日からの大雪	福井県	(6市2町)	4号
	2.13			(1市)	4号
	2.14	平成29年度豪雪	新潟県	(4市1町)	4号
平成30年	6.18	平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	(12市1町)	4号
	7.6	平成30年7月豪雨	岐阜県	(11市4町2村)	4号
	7.8			(2市2町)	
	7.5		京都府	(6市3町)	
	7.5		兵庫県	(4市2町)	
	7.6			(3市2町)	
	7.7			(2市2町)	
	7.6		鳥取県	(1市9町)	
	7.6		島根県	(1市1町)	1号
	7.5		岡山県	(12市4町1村)	4号
	7.6			(1町)	1号
	7.5			(2市)	3号前段
	7.6			(1町)	
	7.5		広島県	(1市1町)	4号
				(8市3町)	
	(2市)			2号	
	7.6		山口県	(1市)	1号
	7.5		愛媛県	(4市2町)	4号
				(1市)	2号
	7.6		高知県	(2市1町)	4号
				(1市)	
				(1市1村)	
	7.7			(1町)	3号後段
	7.8		福岡県	(2市)	1号
	7.5			(2市)	1号
	8.31		平成30年8月30日からの大雨	山形県	(1市3町3村)
9.6	平成30年北海道胆振東部地震		北海道	(全市町村)	4号
令和元年	8.28	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県	(10市10町)	4号
	9.9	令和元年台風第15号の影響による停電	千葉県	(25市15町1村)	4号

全国における災害救助法適用状況(平成29年度以降)

年度	適用年月日	災害の内容	適用自治体		適用基準	
令和元年	9. 8	令和元年台風第15号に伴う災害	東京都	(1 町)	1号	
	10.12	令和元年台風第19号に伴う災害	岩手県	(6 市 5 町 3 村)	4号	
			宮城県	(14市20町 1 村)		
			福島県	(13市30町18村)		
			茨城県	(25市10町)		
			栃木県	(10市 4 町)	1号	
				(1 市)		
				(1 市)		2号
			群馬県	(12市13町 5 村)	4号	
				埼玉県		(29市 8 町 1 村)
				東京都		(7 区17市 3 町 1 村)
				神奈川県		(11市 7 町 1 村)
				新潟県		(3 市)
				山梨県		(10市 6 町 4 村)
				長野県		(16市14町14村)
静岡県	(1 市 1 町)	1号				
令和2年	7.28	令和2年7月3日からの大雨による災害	山形県	(13市16町 2 村)	4号	
	7. 8		長野県	(4 市 4 町 6 村)		
	7. 8		岐阜県	(6 市)		
	7.13		島根県	(1 市)		
	7. 6		福岡県	(4 市)		
	7. 6		佐賀県	(1 市)		
	7. 4		熊本県	(5 市 6 町 5 村)		
	7. 6			(4 市 6 町)		
	7. 6		大分県	(2 市 2 町)		
	7. 4		鹿児島県	(9 市 2 町)		
	10.10	令和2年台風第14号に伴う災害	東京都	(2 村)	4号	
	12.17	令和2年12月16日からの大雪による災害	新潟県	(1 市 1 町)	4号	
	1. 7	令和3年1月7日からの大雪による災害	秋田県	(4 市 2 町 1 村)	4号	
	1.10		新潟県	(6 市)		
	1. 9		福井県	(3 市)		
	1.10			(2 市)		
	1. 9		富山県	(4 市)		
	2.13	令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県	(8 市 9 町)	4号	
	2.23	令和3年栃木県足利市における大規模火災	栃木県	(1 市)	4号	
3. 4	令和3年新潟県糸魚川市における地滑り	新潟県	(1 市)	4号		
令和3年	4. 1	島根県松江市における大規模火災	島根県	(1 市)	4号	

全国における災害救助法適用状況(平成29年度以降)

年度	適用年月日	災害の内容	適用自治体		適用基準
令和3年	7.3	令和3年7月1日からの大雨による災害	静岡県	(1市)	4号
	7.7		鳥取県	(1市)	
			島根県	(2市)	
	7.12			鹿児島県	
	8.10	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	青森県	(1市1町1村)	4号
	8.12	令和3年8月11日からの大雨による災害	広島県	(3市1町)	4号
			福岡県	(3市)	
			佐賀県	(2市1町)	
	長崎県		(2市)		
	8.13		島根県	(1市)	
			(2町)		
8.15	長野県	(2市3町1村)			
9.5	令和3年長野県茅野市における土石流	長野県	(1市)	4号	
3.16	令和4年福島県沖を震源とする地震	宮城県	(全市町村)	4号	
		福島県	(全市町村)		
令和4年	7.15	令和4年7月14日からの大雨による災害	宮城県	(1市1町)	4号
	8.3	令和4年8月3日からの大雨による災害	山形県	(4市6町)	4号
			新潟県	(2市1村)	
	8.4		石川県	(6市1町)	
			福井県	(1町)	
	8.9		青森県	(4市8町2村)	
	9.18	令和4年台風第14号に伴う災害 (法第2条第2項に基づく適用)	鹿児島県	(全市町)	おそれ
			山口県	(全市町)	
			高知県	(全市町)	
			福岡県	(全市町)	
			佐賀県	(全市町)	
			長崎県	(全市町)	
			熊本県	(全市町)	
			大分県	(全市町)	
	宮崎県	(全市町)			
9.23	令和4年台風第14号に伴う災害	宮崎県	(2市)	1号	
9.23	令和4年台風第15号に伴う災害	静岡県	(18市5町)	4号	
12.19	令和4年12月17日からの大雪にかかる災害	新潟県	(3市)	4号	
12.20			(1市)		
12.22	令和4年12月22日からの大雪にかかる災害	新潟県	(1市)	4号	
12.23			(1市)		
		北海道	(2市8町)		

全国における災害救助法適用状況(平成29年度以降)

年度	適用年月日	災害の内容	適用自治体	適用基準
令和4年	12.31	令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ	山形県 (1市)	4号
	1.25	令和5年1月24日からの大雪にかかる災害	静岡県 (1町)	4号
令和5年	5.5	令和5年石川県能登地方を震源とする地震	石川県 (2市1町)	4号
	6.2	令和5年梅雨前線による大雨に及び台風第2号	静岡県 (1市)	4号
			埼玉県 (2市1町)	
			茨城県 (1市)	1号
			和歌山県 (1市)	
	6.30	令和5年6月29日からの大雨による災害	山口県 (2市)	4号
	7.8	令和5年7月7日からの大雨による災害	島根県 (1市)	4号
			福岡県 (6市3町1村)	
			佐賀県 (3市)	
			大分県 (2市)	
	7.12	富山県 (4市)		
	7.14	青森県 (1町)		
	8.1	令和5年台風第6号の影響による停電	秋田県 (7市6町2村)	
	8.14	令和5年台風第7号に伴う災害	沖縄県 (10市9町15村)	4号
	京都府 (3市)		4号	
兵庫県 (1町)				
8.15	鳥取県 (1市2町)			
9.8	令和5年台風第13号に伴う災害	福島県 (2市)	4号	
		茨城県 (3市)		
		千葉県 (4市4町)		
1.1	令和6年能登半島地震	新潟県 (13市1町)	4号	
		富山県 (9市3町1村)		
		石川県 (10市7町)		
		福井県 (3市)		
1.24	令和6年1月23日からの大雪	岐阜県 (1町)	4号	
令和6年	7.9	令和6年7月9日からの大雷雨災害	島根県 (1市)	4号
	7.25	令和6年7月25日からの大雷雨災害	秋田県 (6市2町2村)	4号
			山形県 (6市7町3村)	
	8.28	令和6年台風第10号に伴う災害	福岡県 (21市15町)	2項
			宮崎県 (9市13町2村)	
			鹿児島県 (19市20町4村)	
			静岡県 (23市12町)	
			愛知県 (10市7町2村)	
	8.29	大分県 (14市3町1村)	愛知県 (1市)	4号
	8.27	福岡県 (1市)		
	8.28	宮崎県 (1市)		
	8.29	静岡県 (5市)		
		神奈川県 (5市5町)		
	8.29、30、9.1	岐阜県 (1市1町)		
	8.30	石川県 (3市3町)	4号	
	8.31	鹿児島県 (1町)	4号	
	9.21	低気圧と前線による大雨に伴う災害	青森県 (5市4町1村)	4号
11.8	令和6年11月8日からの大雷雨	埼玉県 (1市)	4号	
1.4	令和6年12月28日からの大雷雨	福島県 (3市11町5村)	4号	
1.29	流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	新潟県 (5市2町)		
2.7、9、10、12	令和7年2月4日からの大雷雨	新潟県 (1市)	4号	
		青森県 (6市3町1村)		
2.20	令和7年2月17日からの日東海側を中心とした大雷雨	岩手県 (1市)	4号	
2.25	令和7年岩手県大船渡市における大規模火災	愛媛県 (2市)	4号	
2.26	令和7年岩手県大船渡市における大規模火災			
3.23	令和7年3月23日に発生した林野火災			

全国における災害救助法適用状況(平成29年度以降)

年度	適用年月日	災害の内容	適用自治体		適用基準
令和7年	7.3	トカラ列島近海を震源とする地震	鹿児島県	(1市)	4号
	7.27	令和7年台風第8号に伴う災害	沖縄県	(2村)	4号
	8.7		石川県	(1市)	4号
			鹿児島県	(4市)	4号
	8.10	令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害	山口県	(1市)	4号
			福岡県	(1市)	1号
			熊本県	(6市5町)	4号
	8.20	令和7年8月20日からの大雨	秋田県	(1市)	4号
	8.21	令和7年台風第12号に伴う災害	鹿児島県	(1市)	1号
	9.2	令和7年9月2日からの大雨	秋田県	(1市1町1村)	4号
	9.5	令和7年台風第15号等に伴う災害	静岡県	(9市1町)	4号
	10.8	令和7年台風第22号	東京都	(1町6村)	4号
	11.18	令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災	大分県	(1市)	4号
	12.8	令和7年青森県東方沖を震源とする地震	青森県	(3市7町2村)	4号
岩手県			(5市4町3村)	4号	
1.29	令和8年1月21日からの大雪	青森県	(7市10町4村)	4号	
		秋田県	(4市2町1村)	4号	
		山形県	(2市6町3村)	4号	
		新潟県	(4市)	4号	
令和8年	4.22	令和8年岩手県大槌町の林野火災	岩手県	(1町)	4号

別表 3

広島県における災害救助法適用状況（昭和24年度以降）

	適用日	災害の種類	適用状況			
			市	町	村	計
昭和24年	4.15	火災			1	1
	12.6	火災			1	1
昭和26年	10.14	水害（ルース台風）	1	7	2	10
昭和27年	7.19	水害			1	1
	7.30	水害		2	2	4
	9.3	魚雷爆発	1			1
	11.2	回廊落下		1		1
	12.23	火災			1	1
	3.25	火災	1			1
	昭和28年	7.31	火災	1		
	8.5	火災	1			1
	9.24	火災	1			1
昭和29年	3.21	火災	1			1
	3.30	火災	1			1
	9.8	台風13号風水害			1	1
	9.13	台風12号風水害	6	6	2	14
	9.26	台風15号風水害	3	5	9	17
昭和30年	9.30	水害（台風22号）	1	1		2
	10.4	水害（台風23号）	1			1
昭和32年	4.12	第5北川丸事件	1			1
昭和33年	2.14	火災		1		1
	6.30	水害		2		2
昭和35年	7.8	豪雨による水害		1		1
昭和38年	2.23	2月豪雪		13	5	18
昭和40年	6.20	集中豪雨		1		1
	7.22	集中豪雨	1	1	2	4
昭和42年	7.9	水害（集中豪雨）※1	3	11	1	15
	7.27	火災	1			1
昭和45年	8.21	台風10号		3		3
昭和46年	7.22	集中豪雨	1			1
昭和47年	7.5	集中豪雨（7月豪雨）※2	2	21	2	25
	8.21	集中豪雨	1			1
	9.9	集中豪雨	1			1
昭和63年	7.21	7.11からの集中豪雨		1		1
平成3年	9.27	台風19号	1	3		4
平成11年	6.29	6.23～7.3梅雨前線豪雨	2			2
平成13年	3.24	平成13年芸予地震	3	10		13
平成16年	9.7	台風18号	1	1		2
平成22年	7.14	7月12日からの大雨	1	1		2
	7.16	7月16日からの大雨	1			1
平成26年	8.20	平成26年8月19日からの大雨	1			1
平成30年	7.5	平成30年7月豪雨	11	4		15
令和3年	8.12	令和3年8月11日からの大雨	3	1		4

※1 水害（集中豪雨）における災害救助法適用市町
 呉市，竹原市，三原市，安芸郡音戸町・倉橋町・蒲刈町・下蒲刈町，
 豊田郡安芸津町・安浦町・川尻町・豊浜村・豊町・大崎町・木江町・東野町

※2 集中豪雨（7月豪雨）における災害救助法適用市町
 三次市，大朝町，千代田町，高宮町，神石町，上下町，甲奴町，吉舎町，
 三良坂町，作木村，庄原市，加計町，戸河内町，豊平町，甲田町，吉田町，
 総領町，口和町，西城町，東城町，比和町，高陽町，世羅町，油木町，君田村

第2章 応急救助の種類別詳細

1 避難所の設置

(●：災害が発生するおそれがある場合の適用【法第2条第2項に基づく適用】)

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	<p>● 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</p> <p>○ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p> <p>例：① 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等、災害により現に住家に被害を受け、居住する場所を失った者</p> <p>② 自家には被害がないが、ホテル及び旅館等の宿泊者、一般家庭への来客並びに通行人等で現実に災害に遭遇し避難生活をしなければならない者</p> <p>③ 市町長等による避難指示等が発せられたため避難場所に避難し、その後、避難所で避難生活しなくなっただけになった者</p> <p>◆福祉避難所 高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者</p>
救助期間	<p>● 災害が発生するおそれがある場合において、救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間</p> <p>○ 災害発生の日から7日以内（特別基準の設定が可能）</p>
限度額	<p>1人1日当たり370円以内（特別基準の設定が可能）</p> <p>◆福祉避難所 上記に加えて通常の実費を加算</p>
費用の範囲	<p>○ 避難所の設置、維持及び管理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急遽避難所として使用せざるを得ない既存建物の応急補修工事等 ・ 避難所の施設等のみでは対応できない場合の応急仮設建築物建設工事及び閉鎖時の既存建物等の原状復旧工事並びにテント設営に必要な費用 ・ 機器の借料及び消耗器材の購入に必要な費用等 <p>○ 賃金職員雇上費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の管理及び警備に当たる者等を地方自治体職員等で対応できないため、最小限必要な賃金職員等を雇い、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用 <p>○ 消耗器材費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者が避難所において共同で利用する性格のものを購入する経費等（例）乾電池、充電器、ポリ袋、掃除用具（掃除機を除く。）、石鹼、マスク、消毒液、段ボールベッド等

- ・ 避難者の便宜のため、避難所に備え付ける文房具類
(例) 公衆電話等に備え付けるメモ紙、筆記用具等

○ 建物等の使用謝金

謝金を支払わなければ借り上げることができない私人又は民間企業等の所有する建物を利用せざるを得ない場合などに支出する。

○ 避難所に整備する機械・器具・備品類等の使用謝金、借上料又は購入費 (運搬のための労務費等を含む)

(例) 畳、カーペット、冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ、懐中電灯、ブルーシート等 (カーペット、毛布等のクリーニング料、リパック料)

※1 器物等については、避難所という一時的な性格を勘案して、借り上げを原則とする。ただし、救助の万全を期するため、緊急に借り上げることが困難な場合、あるいは借上費より購入費が安価な場合等に購入を認められる。

※2 購入した器物は、避難所閉鎖時には、原則として残存資材等として換価処分できるもの(社会通念上換価が困難なものを除く。)は換価処分する。

○ 光熱水費等

- ・ 原則として、避難所として利用することにより必要となった費用のみが対象。
- ・ 原則として、基本利用料は対象とせず、使用量に見合う使用料のみ対象とする。
- ・ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物全体を避難所として利用した場合他の目的に利用していない場合は、基本利用料を含め、その全部を支出しても差し支えない。
- ・ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物の一部を利用して設置した場合基本利用料を含め、合理的な一定の比率(建物面積の割合等)を乗じて得た額について支出して差し支えない。

○ 仮設トイレ等の設置費

- ・ 必要に応じて整備されるその他の仮設設備の借上料並びに設置及び撤去のための工事費(工事事務費を含む。)等
(例) 臨時外灯設備、仮設電話、ファクシミリ、簡易調理室、仮設風呂、仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機等の借上料を含む。)、仮設スロープ、プライバシー確保用簡易間仕切り設備、トイレカー、トイレコンテナ等の災害対応車両等
- ・ 必要な設備を整備するための既存建物の応急補修・改造工事及びこれに伴う閉鎖時の原状復旧等の工事費(当該既存建物に隣接するグラウンドなど建物と直接関係がない部分の原状復旧等の工事費は含めない。)も含まれる。

	<p>◆福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の実費に加えて、次の費用を加算することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借りに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費 ② 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費 ③ 概ね 10 人の対象者に 1 人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費 ④ 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ○ 福祉避難所として指定していない公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等を発災後に福祉避難所として利用した場合には、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">整備書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者名簿 2. 救助実施記録日計票 3. 避難所用物資受払簿 4. 避難所設置及び避難生活状況 5. 避難所設置に要した支払証拠書類 6. 避難所設置に要した物品受払証拠書類
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法による避難所を設置した場合、避難して来るすべての被災者を適切に受け入れることが望ましい。 ○ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えることが予想される場合は、内閣府と連絡調整を図る必要がある。 ○ 特段の事情（例：赤ちゃんがいるため周りに迷惑がかかるなどの理由）により、避難所に避難をしていない在宅で避難生活を送っている者に対しても、避難所で配布している物資等について、避難所に取りに来られた場合は配布する。 ○ 原則として、避難所は学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を指定する。 ○ 避難所が不足する場合や避難の長期化から見込まれる場合については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。（利用額は 1 人 1 泊当たり税込 10,000 円以内（食事は含まない）とし、事前に内閣府と連絡調整を図る必要がある。） ○ 在宅・車中泊等、避難所外で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所又は避難所の地域の支援拠点としての機能を有する支援の拠点等において、物資・情報・食料等については、避難所の避難者同様、支援すること。避難所運営主体は、避難所外で避難生活を送っている被災者の情報把握にも努めること。

<ul style="list-style-type: none"> ● おそれ段階における避難所の設置については短期間のため、建物の使用謝金や光熱水費を想定している。 ◆福祉避難所 ○ 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではない。
--

【参考】災害救助法に基づく国庫負担の対象一例

避難所でできること（災害救助法の対象となるもの）	
<p>避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。</p> <p>なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい（内閣府でも対応可能）。</p>	
主に生活環境の整備に関すること	主に衛生及び暑さ対策に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ○ プライバシー保護のため等のテント・パーティション、環境整備のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド購入、毛布・シーツ等のクリーニング費用・リパック費用、緩衝材としての畳、カーペットのレンタル※、 ○ 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル※ ○ 被災者のためのタオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、生理用品、市販薬、新聞紙等の購入、携帯電話の充電器等のレンタル※ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）、ランドリーカー、仮設トイレやトイレカー等各種トイレ、授乳室の設置 ○ 入浴支援施設での入浴料と送迎に要する費用 ○ 暑さ・寒さ対策として、エアコン、扇風機、ジェットヒーター等のレンタル※
主に避難所の設置に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置 ○ 情報収集等のためのテレビ等のレンタル※ 	
主に食事に関すること（炊き出しその他による食品の給与）の項目（温かく栄養バランスのとれた食事のために）	主に要配慮者に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ（「賃金職員等雇上費」の項目） ○ 炊き出しのための食材、調味料、調理器具等炊き出し用の資機材の購入、炊事場の確保やキッチンカーの派遣 ○ 被災者用の弁当等の購入（地元飲食業者等の活用を想定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者用おむつの購入、ストーマ用装具等の器材、補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補装具のレンタル※ ○ 粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの購入 ○ 翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ
<small>※ レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。なお、購入した器材(物)は、原則として残存資材等として換価処分すること。当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。</small>	

（出典：災害救助法の制度概要（令和7年10月版）（内閣府政策統括官（防災担当））

2 応急仮設住宅の供与

【建設型応急住宅】

実施者	原則として、知事が実施し、市町長が補助
救助の対象	住家が全壊、全焼又は流出し、住家を失った者であって、自らの資力では住宅を確保できない者
救助期間	○ 着工時期は、災害発生の日から 20 日以内（特別基準の設定が可能） ○ 完成の日から最長 2 年（「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1 年を超えない期間ごとの延長が可能（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)」））
限度額	1 戸当たり平均 7, 259, 000 円以内（特別基準の設定が可能）
費用の範囲	資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等 例：断熱材の費用、特別な使用を除くトイレ、風呂及び給湯器等の整備費用、屋外及び屋内の給排水等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む）等の整備費用、手すり、スロープ等を一部に設置する費用
整備書類	1. 救助実施記録日計票 2. 応急仮設住宅台帳 3. 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 4. 応急仮設住宅使用賃借契約書 5. 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 6. 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類
その他	○ 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合、内閣府と連絡調整を図る必要がある。 ○ 「障害物の除去」、「応急修理」との併給は認められない。 ○ 個人的な生活環境の変化による住み替えを実施する場合の引越費用は災害救助費の対象経費とはならない。

【賃貸型応急住宅】

実施者	原則として、知事が実施し、市町長が補助
救助の対象	住家が全壊、全焼又は流出し、住家を失った者であって、自らの資力では住宅を確保できない者
救助期間	○ 災害発生の日から速やかに提供できるよう努める。 ○ 入居開始の日から最長2年（「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)」））
限度額	地域の実情に応じた額（実費）
費用の範囲	家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険料等 ※民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの
整備書類	1. 救助実施記録日計票 2. 応急仮設住宅台帳 3. 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 4. 応急仮設住宅使用賃借契約書 5. 支払証拠書類
その他	○ 賃貸型応急住宅として発災以降に契約した被災者名義の賃貸借契約であっても、その契約時以降、都道府県（その委任を受けた市区町村を含む。）名義の契約に置き換えることができる場合（都道府県の定めた応急仮設住宅の入居基準や家賃額等の条件に合致する場合）には、当初契約時に遡って災害救助法の適用となり、国庫負担の対象とすることができる。 ○ 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合、内閣府と連絡調整を図る必要がある。 ○ 「障害物の除去」との併給は認められないが、「応急修理」との併給は事前に内閣府と協議の上、実施可能。 ○ 個人的な生活環境の変化による住み替えを実施する場合の引越費用は災害救助費の対象経費とはならない。

3 炊き出しその他による食品の給与

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	避難所に避難生活している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
救助期間	災害発生の日から7日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	1人1日（3食）当たり1,480円以内（特別基準の設定が可能）
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主食費 ○ 副食費 ○ 燃料費 ○ 機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費 ○ 消耗器材費 ○ その他の雑費
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 3. 炊き出し給与状況 4. 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 5. 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている者が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も、対象となる。 ○ 1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること。

4 飲料水の供給

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害により現に飲料水を得ることができない者
救助期間	災害発生の日から7日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	当該地域における通常の実費
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費 ○ 浄水に必要な薬品及び資材費 ○ 水の購入費（真にやむを得ないとき）
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 3. 飲料水の供給簿 4. 飲料水供給のための支払証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護することを目的とするものである。 ○ 住家の被害は問わない。 ○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ○ 水道事業者への供給や、特定の事業者に供給することはできない。 (例：病院等の貯水槽への飲料水の供給等) ○ 水道事業者等が行う応急給水については、災害救助法に定められた応急救助が対象であり、水道事業者等が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は、認められない。

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施							
救助の対象	住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むのが困難な者							
救助期間	災害発生の日から 10 日以内（特別基準の設定が可能）							
限度額	(特別基準の設定が可能)		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
	全壊 全焼 流失	夏	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
		冬	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	12,700円
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円
冬		11,000円	14,400円	20,500円	24,300円	30,700円	4,000円	
費用の範囲	<p>○ 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料</p> <p>例：①タオルケット、毛布、布団等の寝具 ②洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 ③タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品 ④石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品 ⑤炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具 ⑥茶碗、皿、箸等の食器 ⑦マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料 ⑧紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材 ⑨電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット、扇風機</p> <p>※ 認められない物品 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等</p>							
整備書類	1. 救助実施記録日計票 2. 物資受払簿 3. 物資の給与状況 4. 物資購入関係支払証拠書類 5. 備蓄物資払出証拠書類							
その他	<p>○ この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎む必要がある。</p> <p>○ 次の図「支給申請様式（案）」の活用等により、被災者による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の申請を、より簡便になるように留意が必要である。</p>							

図 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請様式（案）

申請様式（例） 別添様式
被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書
 令和 年 月 日

〇〇〇市(町)長 殿

災害救助法に基づく「被服、寝具、その他生活必需品等の給与等」について下記のとおり申請します。

申請者等	フリガナ		住所			
	世帯主氏名		住所(写実時の住所)			
世帯人数	人	電話番号	支給品等の品名・仕様等			
被服	肌着	男・女・子ども	サイズ()	単価	数量	金額
	下着	男・女・子ども	サイズ()			
	靴下	男・女・子ども	サイズ()			
	長袖	男・女・子ども	サイズ()			
	ズボン	男・女・子ども	Wサイズ()Hサイズ()			
寝具	掛け布団(カバー含む)	男性用()・女性用()・子供用()				
	敷布団(カバー含む)	男性用()・女性用()・子供用()				
	枕(カバー含む)	男性用()・女性用()・子供用()				
	寝間着	男性用()・女性用()・子供用()	ーサイズ・数量を記入			
衛生用品	バスタオル	()枚				
	フェイスタオル(4枚入り)	()枚				
	シャンプー	男性用()・女性用()・子供用()				
	リンス	男性用()・女性用()・子供用()				
	石けん(複数個パック)	()個				
	歯磨きセット	男性用()・女性用()・子供用()				
	髭剃りセット	()個				
	生理用品	()個				
	トイレトーパー(12個入り)	(1)個				
	ティッシュペーパー(5個入り)	(1)個				
	紙おむつ(子供用)※ パンツタイプ	S()・M()・L()・RH()	ーサイズ・数量を記入			
	紙おむつ(子供用)※ テープタイプ	新生児()・S()・M()・L()	ーサイズ・数量を記入			
紙おむつ(大人用)※ パンツタイプ	S()・M()・L()・LL()	ーサイズ・数量を記入				
紙おむつ(大人用)※ テープタイプ	S()・M()・L()	ーサイズ・数量を記入				
台所用品	やかん(2.5L) IHにも対応	仕様明記	(1)個			
	両手鍋(20cm) IHにも対応	仕様明記	(1)個			
	片手鍋(18cm) IHにも対応	仕様明記	(1)個			
	フライパン(26cm) IHにも対応	仕様明記	(1)個			
	包丁	仕様明記	(1)丁			
	まな板	仕様明記	(1)個			
	茶碗	仕様明記	(1)個			
	小皿	仕様明記	(1)個			
	お椀	仕様明記	(1)個			
	コップ	仕様明記	(1)個			
	箸	仕様明記	(1)膳			
	台所用洗剤	仕様明記	(1)本			
	台所用スポンジ	仕様明記	(1)個			
	ゴミ袋(複数枚パック)	仕様明記	(1)セット			
	炊飯器(●合炊き)	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品)	(1)個			
ガスコンロ	仕様明記	プロパン式()・都市ガス式()				
掃除・洗濯用品	洗濯用洗剤	仕様明記	(1)個			
	ほうき	仕様明記	(1)本			
	ちりとり	仕様明記	(1)個			
	雑巾(5枚セット)	仕様明記	(1)セット			
	バケツ(13リットル)	仕様明記	(1)個			
防寒・雪中対策用品	電気ストーブ等	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品)	(1)台			
	扇風機	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品)	(1)台			
※本枠内をご記入ください。 ※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。				合計		

単価については、各自治体において地域の実情を考慮して決定することとなる。

世帯主の氏名、住所、電話番号等について品物を発注・配達する事業者に提供することに同意します。(チェック欄に○)
 納期は、業者によって異なります。品目によっては時間を要する場合があります。

【支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。】

(参考) 世帯人数により下記金額の範囲内で申請 (単位: 円)

冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
全壊	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・床上浸水等	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

自治体受付

(出典：災害救助事務取扱要領（令和7年10月内閣府政策統括官（防災担当））

6 医療

実施者	<ul style="list-style-type: none"> ○ (DMAT派遣など) 原則として、知事が実施 ○ (救護所における活動) 原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害により医療の途を失った者
救助期間	災害発生の日から 14 日以内 (特別基準の設定が可能)
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救 護 班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 ○ 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 ○ 施 術 者：協定料金の額以内
費用の範囲	診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 医薬品衛生材料受払簿 3. 救護班活動状況 ○ 都道府県又は委任を受けた市町 <ul style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 医薬品衛生材料受払簿 3. 救護班活動状況 (写) 4. 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 5. 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○ 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならないが、避難所生活が相当長期にわたっている場合で、予防的ないし防疫上の措置が必要と認められる場合には、避難所や車中泊避難、在宅避難に限り認められる。

7 助産

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む）
救助期間	災害発生の日から7日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護班 : 使用した衛生材料費等の実費 ○ 助産師 : 慣行料金の100分の80以内の額
費用の範囲	分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、 脱脂綿・ガーゼ・その他の衛生材料の支給
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 衛生材料等受払簿 3. 助産台帳 4. 助産関係支出証拠書類
その他	災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。

8 被災者の救出

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、又は救出するもの
救助期間	災害発生の日から3日（72時間）以内（特別基準の設定が可能）
限度額	当該地域における通常の実費
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費 ○ 修繕費 ○ 燃料費
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 被災者救出用機械器具燃料受払簿 3. 被災者救出状況記録簿 4. 被災者救出用関係支出証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。 ○ 災害のため生命又は身体が危険な状態にあるような者などの捜索又は救出は、最も緊急を要する救助であり、迅速に行うよう努める必要があるが、一般的な救出の期間である3日を経過した時点で、生死不明となっているときには、内閣府と協議の上、救出期間を延長できる。 ○ 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も、原則として対象とならない。

9 福祉サービスの提供

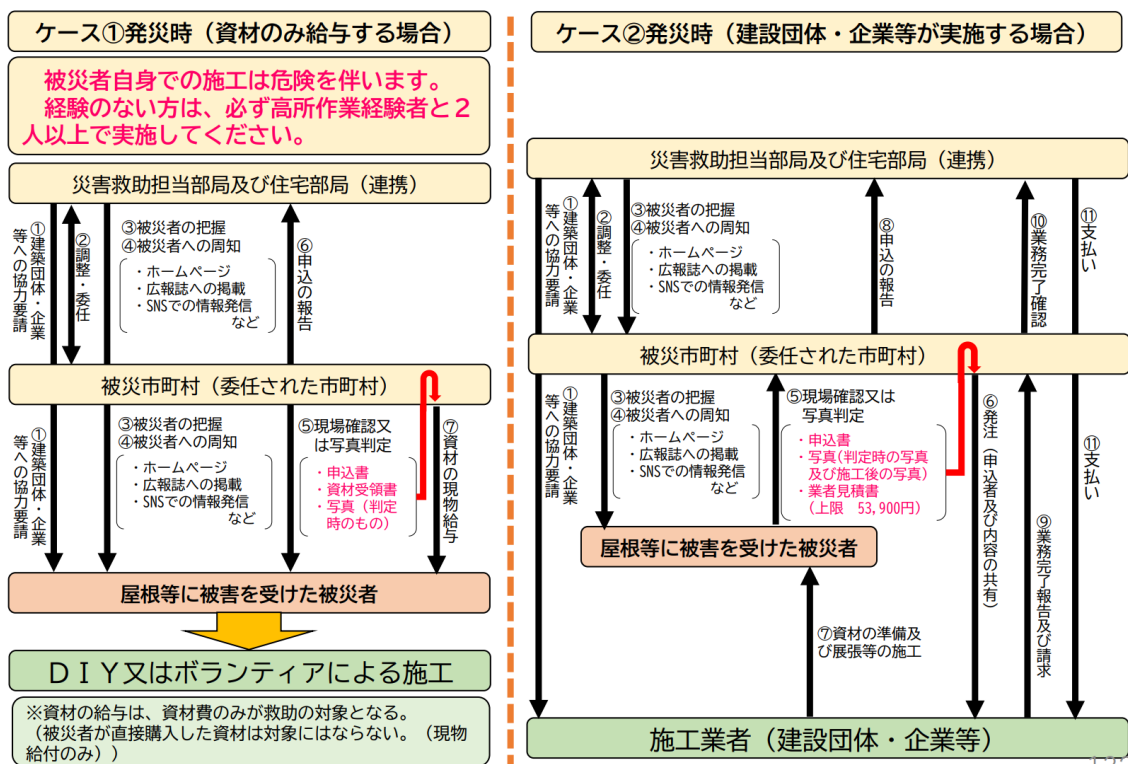
実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下、「災害時要配慮者」という。）
救助期間	災害発生の日から7日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	当該地域における通常の実費
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の場合、消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費 <ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者に関する情報の把握 2 災害時要配慮者からの相談対応 3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 4 災害時要配慮者の避難所への誘導 ○ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）の場合は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費
整備書類	<ul style="list-style-type: none"> 1. 福祉チームの活動状況 2. 福祉チームの提供のための支払い証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活において配慮を必要とする者に対して行われるものであり、例えば、想定被災市町村の福祉関係職員の巡回のほか、災害派遣福祉チーム（DWAT）の在宅・車中泊避難者への派遣等が想定される。 ○ 法第2条第2項の災害が発生するおそれのある段階での福祉避難所の設置は、福祉サービスの提供ではなく、避難所の設置（内閣府告示第2条第1項第1号）の対象。 ○ 従前からの特養、老健等入所対象者や在宅の介護サービス利用者については、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、災害救助法の対象ではないこと。

10 被災した住宅の応急修理

【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」及び「準半壊」）
救助期間	災害発生の日から10日以内に完了（特別基準の設定が可能）
限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して1世帯当たり56,400円以内
費用の範囲	ブルーシート、ロープ、土のうなどの資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 緊急の修理記録簿 3. 緊急の修理に関する支払のための証拠書類等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根等に被害を受けた被災者の住家へブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。 ○ 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施する。（例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。） ○ 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施工前、施工後の写真撮影を行うこと。 ○ 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、基本的に対象にはならないが、修理することで居住することが可能な場合は、内閣府と協議の上、個別に対象とすることは可能である。

図 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の手続き及び流れ



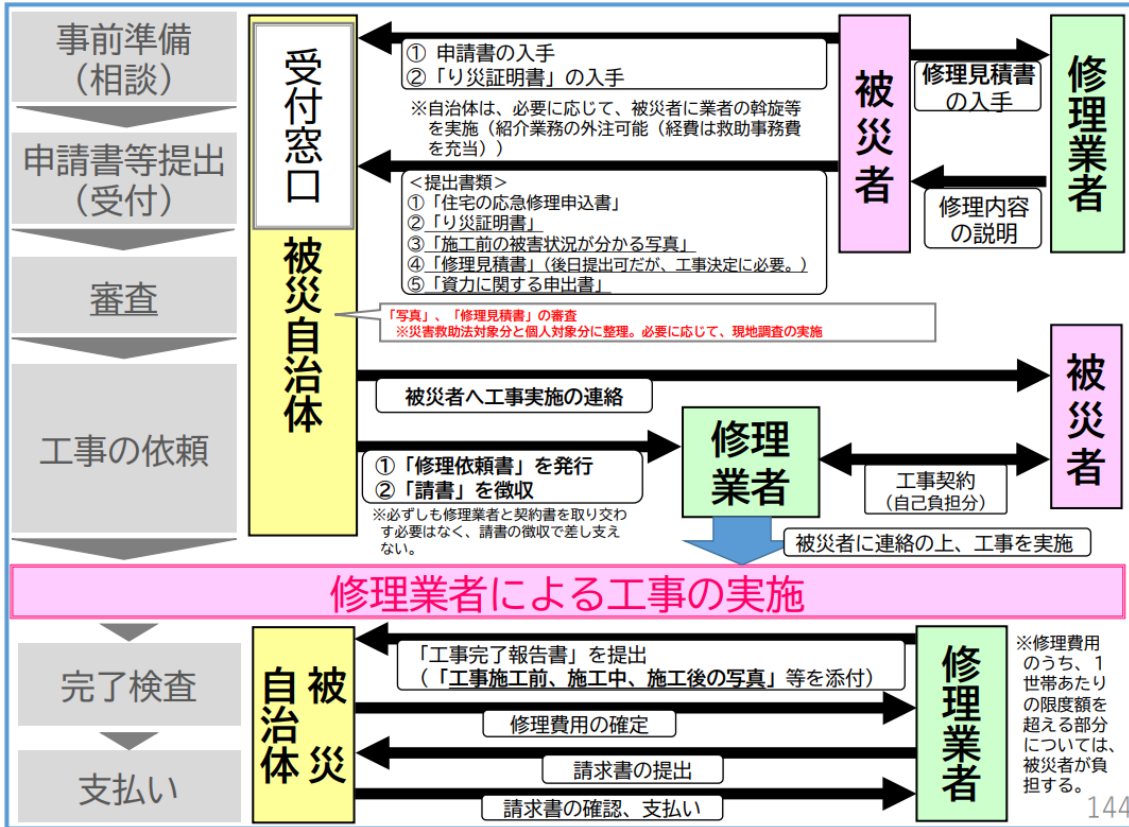
（出典：災害救助法の制度概要（令和7年10月版）（内閣府政策統括官（防災担当）））

【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」） ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」） ※ 住家が半壊、半焼又は準半壊の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。
救助期間	災害発生の日から3か月以内に完了（特別基準の設定が可能） （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
限度額	居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対して1世帯当たり 大規模半壊・中規模半壊・半壊：757,000円以内 準半壊：367,000円以内
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料費、労務費、輸送費、修理事務費等 ※1 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所 ※2 内装に関するものは、原則として対象外 ※3 応急修理の対象範囲の基本的考え方について次の「住宅の応急修理に関するQ & A」を参考とされたい。
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 住宅の応急修理記録簿 3. 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 4. 住宅の応急修理関係支払証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○ 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、基本的に対象にはならないが、修理することで居住することが可能な場合は、内閣府と協議の上、個別に対象とすることは可能である。 ○ 応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、事前に内閣府と協議の上、賃貸型応急住宅を使用することが可能である。（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、修理完了後は速やかに退去する。） ○ 被災者が応急修理の申請を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になるため、被災者に対して修理前の写真撮影を必ず行うよう周知が必要である。

- 手続きの流れ
(災害発生前にあらかじめ行っておくこと)
- 1 都道府県又は事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という。）が、応急修理（全体の手続きの流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者に周知する。
 - 2 都道府県等が業者指定を行う。必要に応じて追加削除等の指定業者リストの管理を行うこと。
(災害発生後の手続き)
都道府県等は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続き及び流れは、図のとおり。

図 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の手続き及び流れ



(出典：災害救助法の制度概要（令和7年10月版）（内閣府政策統括官（防災担当））

【参考】災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ & A（令和7年4月改定）

質 問	回 答
【制度関係】	
1	<p>住宅の応急修理とはどのような制度なのか。</p> <p>災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。</p> <p>なお、応急修理制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象としています。</p>
2	<p>住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。</p> <p>修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。</p>
3	<p>住宅の応急修理の範囲はどこまでか。</p> <p>住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。</p> <p>なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。</p>
4	<p>応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。</p> <p>住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。</p> <p>このため、修理期間が1か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、災害発生の日から原則6カ月間、賃貸型応急住宅の使用が可能です。</p>
5	<p>災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。</p> <p>併給は可能です。</p> <p>住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。</p>
6	<p>火災保険等の保険金が振り込まれるため、お金が入る予定だが、その場合でも資力がないとしてよいか。</p> <p>保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えありません。（災害により保険金が振り込まれたとしても、住宅のローンや教育ローン等、様々な費用負担があることも考えられるため、必ずしも資力があるとは言えません。そのため、「資力に関する申し出書」に資力がないことを記載してください。）</p>
7	<p>公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。</p> <p>在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。</p> <p>また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。</p> <p>ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。</p>
8	<p>駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。</p> <p>住宅の応急修理制度は、住宅の修理が対象となります。そのため、駐車場や倉庫は対象外です。駐車場や倉庫が住宅に併設されていても、その箇所は対象外となります。</p>

9	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
10	住宅の応急修理の完了期限が3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いいたします。
12	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いいたします。
13	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成 28 年 5 月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
14	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式 1 号） ② り災証明書 ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式 3 号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式 2 号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
15	大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
16	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでよいのか。	コピーで差し支えありません。
17	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
18	別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があつたとしても応急修理の対象とすることはできません。
19	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。

20	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
21	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けられることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 また、「離れ」に浴室がある（「母屋」には、浴室はない）など「離れ」の浴室を修理しなければ、日常生活に支障が生じる場合は、「離れ」の浴槽を修理して差し支えありません。 なお、この場合には、図面等の添付してください。
22	D I Yの材料費は応急修理の対象となるか。	D I Yは、自らの資力で行うことから、応急修理の対象外となります。
23	材料費のみもらって施工は自分でする場合は、対象にならないのか。	上記と同様ですが、修理業者との契約が発生しないため対象外となります。
24	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	①分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ②賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
25	間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
26	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や、設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは、応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
27	70万6千円以内あるいは、34万3千円以内であれば修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を職種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
28	住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第2号）を作成し、各市町村窓口へ提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ●修理総額 100.0万円の場合 ・応急修理 73.9万円以内（R7基準額）

		<p>(注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担 26.1 万円以上 <p>なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いいたします。</p>
29	住宅が大きい場合、全体の見積書を取る必要があるか。	<p>応急修理の対象部分のみの見積もりで差し支えありません。</p> <p>しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも考えられるため、全体の見積書があると幅広く修理の対象を整理することが可能となります。</p>
30	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	<p>応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。</p> <p>ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。</p> <p>(ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。)</p>
31	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	<p>工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。</p> <p>図面の添付は必要ありません。</p> <p>また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。</p>
32	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	<p>地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。</p>
33	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	<p>住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。</p> <p>内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差し支えありません。</p> <p>なお、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加えました。地方公共団体が使用する場合は、様式を選択することが可能となります。</p>
34	施工中の写真のみ撮っていないという場合、どのようにしたらよいか。	<p>本来であれば、修理していることを証明するため、施工中の写真が必要です。</p> <p>施行中の写真がない場合等は、施工業者から『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』を提出いただくことで施行中の写真等の代替とします。</p>
35	事前着工しており契約をしている場合でも、施工前、施工中、施工後の写真があれば事前着工は認めるということでしょうか。	<p>修理業者にお金を支払っていない場合は対象とすることが可能です。速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってください。</p> <p>また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされていない場合は応急修理の対象として差し支えありません。</p>

36	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	<p>応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。</p> <p>また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。</p>
37	被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れているから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。どうしたら良いだろうか。	<p>被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。</p> <p>まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。</p> <p>また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて!）</p>

【屋根】

1	壊れた屋根の補修は対象になるか。	<p>地震や台風・暴風、竜巻による屋根瓦の脱落やズレ等を修理する場合、応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根葺材（瓦、鋼板など）のずれ・めくれ、落下、割れ・破損 ・野地板（瓦の下地板）の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀裂 ・棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 ・雨樋などの不陸、破損 <p style="text-align: right;">など</p>
2	瓦葺屋根から鋼板葺屋根に変更することは可能か。	<p>近年、瓦業者が減少しております。そのため、瓦葺屋根から鋼板葺屋根に変更することは差し支えありません。</p>
3	経年劣化した屋根の修理は対象になるのか。	<p>災害により受けた住宅の被害等を修理する制度ですので、経年劣化だけでは応急修理の対象にはなりません。</p>
4	屋根の塗装だけというケースは応急修理の対象になるのか。	<p>災害により破損した箇所を修理し、修理箇所の鋼板の色に元の屋根を同じ色に合わせる等は対象として差し支えありません。</p> <p>なお、屋根の腐食防止等の経年劣化による再塗装は修理ではないため、対象にはなりません。</p>
5	破損した屋根に緊急的にブルーシートを貼ることはできますか。	<p>緊急措置として屋根等のブルーシート張りを業者に依頼することは可能です。</p> <p>ブルーシートは最寄りの市町村でも配布しています。</p> <p>また、ブルーシートを張ってもらう業者についても、最寄りの市町村で紹介が可能です。</p>

【柱・梁】

1	傾いた柱の起しは応急修理の対象として良いか。	<p>筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等の耐震性確保のための措置を行うことは可能です。</p>
2	破損した柱・梁等の構造部材の取替は可能か。	<p>柱や梁に損傷が生じた場合、応急修理の対象となります。</p>

		柱・梁が折れるなどの大きな損傷がある場合は、住宅の重量を支えることができない場合もあるため、住宅に入る場合は安全を確保した上で入ってください。
--	--	---

【基礎】

1	基礎の修理はどこまでが対象となりますか。	地震の揺れ、液状化、河川の決壊（外力あり）などの被害により、「布基礎」、「べた基礎」、「玉石基礎」などの基礎部分に損傷或いは、地盤の流出、陥没、液状化等が発生した場合は、応急修理の対象となります。 （被害の具体例） <ul style="list-style-type: none"> ✓基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破壊 ✓地盤沈下等による不陸 ✓上部構造が基礎から移動 ✓地盤の流出、陥没、液状化 など ただし、「基礎コンクリートの劣化防止のための工事」など、将来的なコンクリートの劣化防止（予防措置）のための工事は応急修理の対象とはなりません。
---	----------------------	--

【外壁・内壁・間仕切壁等】

1	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。 （断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
2	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
3	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合には、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。
4	壁の修理について、床上20～30cm程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理するということが不可能だと考えるが、上まで修理することができるのか。	修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。 一般的には、床上20～30cmであれば、床上から50センチ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせてから、修理する方法も考えられます。
5	壁紙の補修は可能か。	壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合には、対象として差し支えありません。 壁紙だけの補修は対象にはなりません。
6	書院、床の間、床脇の壁や建具は応急修理の対象になるのか	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりません。床の間等の壁が損傷し、外壁まで損傷している場合には、壁のみ補修が可能です。

【床・階段】

1	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
---	---	--

	はなくても修理の対象となるか。	
2	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
3	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
4	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行う畳の枚数に上限設定はありません。
5	今後の水害で被災しないように、床を嵩上げする工事は応急修理の対象とすることができるのか。	応急修理制度は破損した住宅の修理を行う制度であり、今後、発生しうる災害に備えるための予防的な工事は応急修理の対象とはなりません。
6	床下地材の交換は行わずに、クッションフロアのみ交換は応急修理の対象となるのか。（修理業者は、下地材は交換せずにクッションフロアのみ交換で問題ないと判断。クッションフロアは今回の災害により、修理が必要である）	応急修理の対象として差し支えない。 なお、下地材が一見して交換の必要はなくても、そのまま、放置すると臭気やカビの発生原因になるため、一旦外して洗浄、乾燥、消毒などを実施した上で、再度、下地として利用することを推奨します。
7	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
8	床下収納や階段下収納は対象になるのか。	床下収納や階段下収納は日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とはいえないため、応急修理の対象外となります。
9	書院、床の間、床脇の床板は応急修理の対象となるのか	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりません。

【建具（ドア・窓等）】

1	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
2	窓ガラスについては、ペアガラスでもよいと記載がある。問題ないか。	サッシ（窓枠）毎交換を行う場合は、ペアガラスのサッシにしても差し支えありません。 割れたガラスだけの取り換えについては、被災前と同等のガラスに取替となります。
3	壊れたクレセントの交換	地震等により変形したクレセントを交換する場合、応

	は可能か。	急修理の対象として差し支えありません。
--	-------	---------------------

【配管・配線】

1	配管の修理はどこまで対象になるか。	災害により破損した、 ・上下水道管の水漏れの補修、 ・給排気設備（換気扇などの交換）、 ・電気・ガス・電話等の配管・配線の補修 は応急修理の対象となります。
2	上水道配管の水漏れ部分の補修の対象はどこまでの部分か。	上水道の修理は、市町村が設置する止水栓（元栓）から宅内に引き込まれる配管が対象となります。 一般的に配管は地中に埋設されていることから、修理を行う際は、敷地の掘削が必要になります。
3	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたい、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道業を所管する担当窓口にご相談願います。
4	地震により、宅内の水道管に亀裂が入った。水道管の修理は対象となるか。	宅内の水道管を補修す場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
5	地震により浄化槽につながっている下水管が外れてしまったが、応急修理の対象となるか。	宅内の下水道管を修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
6	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは宅設備であり、対象として差し支えありません。
7	配線の補修はどこまでが修理の対象となるのか。	電気、テレビアンテナ、電話等の配線の修理は対象として差し支えありません。また、スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックなども対象になります。

【便所】

1	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理対象として差し支えありません。 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理の対象として差し支えありません。 被災前、温水浄機能が付いていない便器であったにも関わらず、応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合はグッドアップとなり対象外となります。 和式便器から洋式便器は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とはなりません。
2	住宅の1階と2階の両階	1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にも

	にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	トイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。
3	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
4	トイレには、大便器と小便器があるが、どちらも修理して良いか。	応急修理制度は、日常生活に必要な最小限度の部分を修理するものであり、大便器を修理することで、排泄の用が足りることから、小便器の修理は対象とはしていません。

【浴槽】

1	浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。 なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。
---	--------------------------------------	--

【キッチン】

1	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといっても、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 なお、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
2	システムキッチンが丸ごと、交換することになった場合、ガスコンロ、IHどちらでも良いか。	ガスコンロやIHヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象として差し支えありません。 ただし、ガスコンロからIHヒーターに変更する等、明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
3	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。

【給湯設備】

1	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障箇所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障箇所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
2	壁面設置型の屋外給湯器の設置位置を変更しても問題ないか。	これまで設置されていた場所から、上下、左右、設置する位置を変更することは差し支えありません。

3	屋外設置型給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。	メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象として差し支えありません。
4	屋外設置型給湯器（エコキュート等）、国の補助（給湯省エネ 2024 事業）があるようだが応急修理と併用は可能か。	応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用にはなりません。 ただし、給湯器を修理の自費修理の対象としない場合、自己負担で国の補助に申し込むことは可能です。
5	設備等の同等品の取り扱いについて、型番等の写真から同等品か確認をする等行っている事例があるが、どの程度まで行えばよいのか。	便器、浴槽、キッチン及び給湯器等、被災前に使用していたメーカー名と型番（写真撮影）及び後継機種であることを証明する資料（写真及びカタログや同等品証明など）があれば差し支えありません。

【エアコン】

1	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
---	---------------------	---------------------------------

【その他】

1	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
---	---	---

【収納関係】

1	収納は応急修理の対象となるのか。	収納は、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とは言えないため、応急修理の対象とはなりません。
---	------------------	---

（出典：「災害救助事務取扱要領」（令和7年10月内閣府政策統括官（防災担当））

1 1 学用品の給与

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施									
救助の対象	<p>災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）。</p> <p>※ 幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の者は原則として対象としない。</p>									
救助期間	<p>災害発生の日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書、教材：1か月以内（特別基準の設定が可能） ○ 文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内（特別基準の設定が可能） 									
限度額	教科書 正規教材	実費	文房具 通学用品 その他学用品 （特別基準の 設定が可能）	<table border="1"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>5,800円以内</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>6,100円以内</td> </tr> <tr> <td>高等学校等生徒</td> <td>6,600円以内</td> </tr> </table>	小学校児童	5,800円以内	中学校生徒	6,100円以内	高等学校等生徒	6,600円以内
小学校児童	5,800円以内									
中学校生徒	6,100円以内									
高等学校等生徒	6,600円以内									
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書：教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材 ○ 文房具：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具 ○ 通学用品：傘、靴、長靴等の通学用品 ○ その他の学用品：運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等 									
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 学用品の給与状況 3. 学用品購入関係支払証拠書類 4. 備蓄物資払出証拠書類 									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災したなどした場合、都道府県知事が必要と認めたときに限り給与して差し支えない。 ○ 個人が学習用に購入するものは認められない。 ○ この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎む必要がある。 									

12 埋葬

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害の際死亡した者（実際に埋葬を実施する者に支給）
救助期間	災害発生の日から 10 日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	1 体当たり 大人（12 歳以上）：239,400 円以内（特別基準の設定が可能） 小人（12 歳未満）：191,500 円以内（特別基準の設定が可能）
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棺（付属品を含む。） ○ 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む。） ○ 骨壺及び骨箱
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 埋葬台帳 3. 埋葬費支出関係証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものである。 ○ 災害により亡くなった者に限らない。

1 3 死体の捜索

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害が発生したときには、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
救助期間	災害発生の日から10日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	当該地域における通常の実費
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費 ○ 修繕費 ○ 燃料費
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 捜索用機械器具燃料受払簿 3. 死体の捜索状況記録簿 4. 死体捜索用関係支出証拠書類

1 4 死体の処理

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	災害の際死亡した者（死体に関する処理（埋葬を除く）をする）
救助期間	災害発生の日から 10 日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗淨、消毒等 1 体当たり 3,800 円以内（特別基準の設定が可能） ○ 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 6,100 円以内（特別基準の設定が可能） ※ 検案、救護班以外は慣行料金
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置のための費用 ○ 遺体の一時保存のため支出できる費用（施設の借上費、ドライアイス等） ○ 検案
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 死体処理台帳 3. 死体処理費支出関係支出証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うこと。 ○ 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わない。

15 障害物の除去

実施者	原則として、知事の委任により、市町長が実施
救助の対象	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない者
救助期間	災害発生の日から 10 日以内（特別基準の設定が可能）
限度額	1 世帯当たり 148,600 円以内（特別基準の設定が可能） ※対象世帯の市町内の平均で当該金額以下であれば構わない
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費 ○ 輸送費 ○ 賃金職員等雇上費 ○ 工事等事務費等
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 障害物除去の状況 3. 障害物除去支出関係証拠書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○ 居室、台所、玄関、トイレ等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 ○ 当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。 ○ 住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合等は、実施する必要がない。 ○ 道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物は各管理者が、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。 ○ 被災者が障害物の除去の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になるため、被災者に対して被害状況、障害物の除去を実施した箇所のわかる写真を撮影するよう周知が必要である。 ○ 市町村職員用に購入したロープ、シャベル、スコップ、レーキ等の器具、障害物を運搬するために借り上げたトラック等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに貸し出すことは差し支えないが、ボランティア支援を名目として購入等した場合には、法の対象にはならない。

16 法による応急救助を実施するために必要な輸送

実施者	知事及び事務の委任を受けた市町長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ※要配慮者自ら避難行動が困難な高齢者や障害者等で移動手段の確保が必要となる者を想定 ○ 被災者の避難のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者自身を避難させるための輸送 ・ 被災者を誘導するための要員、資材等の輸送 ・ 被災者の生命の安全を図るための輸送 ※ ペット、家畜、家財道具等の運搬は、通常、対象とならない。 ・ 市町村長の指示等によって行われた避難 ※ 避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、通常、対象とならない。 ただし、災害直後のことでもあり、橋梁の流失、道路の決壊等があつて、帰宅しようにも帰宅することが困難な場合等には、帰宅の輸送も認めて差し支えない。 ○ 医療及び助産のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班では対応できない重篤な患者を病院又は診療所へ輸送する場合 ・ 救護班を被災地や避難所等へ輸送する場合 ○ 福祉サービスの提供のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要配慮者であつて自ら避難することが困難な状況にある者を避難所等へ輸送する場合 ・ 福祉サービスを提供する者を被災地や避難所等へ輸送する場合 ※ 災害時要配慮者が避難所等から帰宅する際の輸送は、通常、対象とならない。 ○ 被災者の救出のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生命の安全を図るための輸送 ○ 飲料水の供給のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水そのものの輸送 ・ 飲料に適する水を確保するための輸送 ・ 各種処理に必要な要員、機械、器具及び資材の輸送 ○ 死体の捜索・処理のための輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救護班の輸送 ・ 遺体の処理のための衛生材料等の輸送 ・ 遺体の発見場所から一時安置所までなどの遺体の輸送 ・ 遺体を輸送するための要員等の輸送 ○ 救援用物資の輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送
救助期間	原則として、救助が行われている期間内
限度額	当該地域における通常の実費

費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送契約による輸送費、自動車等の輸送用機器等の借上費 ○ 燃料費、修繕費、消耗器材費等
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 物資受払状況（燃料及び消耗品等） 3. 輸送記録簿 4. 輸送に関する支出関係証拠書類

17 法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等

実施者	知事及び事務の委任を受けた市町長が実施
救助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等 ○ 被災者の避難のために必要な賃金職員等 ○ 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等 ○ 飲料水の供給のために必要な賃金職員等 ○ 医療及び助産のために必要な賃金職員等 ○ 福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等 ○ 被災者の救出のために必要な賃金職員等 ○ 遺体の捜索のために必要な賃金職員等 ○ 遺体の処理のために必要な賃金職員等 ○ 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等
救助期間	原則として、救助が行われている期間内
限度額	当該地域における通常の実費
費用の範囲	当該地域における通常の実費
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助実施記録日計票 2. 賃金職員等雇上げ台帳 3. 賃金職員支出関係証拠書類

18 救助事務費

実施者	知事及び事務の委任を受けた市町長が実施
認められる経費	<p>法に基づき実施する救助に当たり、必要やむを得ない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、常勤職員、臨時職員及び非常勤職員 ・ 対象となるのは、災害時の応急救助業務に限られる。 ○ 賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助事務を行うため、臨時の賃金職員等を雇い上げた場合の費用 ○ 旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県内の相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打ち合わせ旅費、救援物資等の調達・輸送の旅費 ○ 消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助の事務に必要な文房具・消耗器材等の購入費 ○ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助業務を行うのに必要な庁舎等暖房用燃料・自動車燃料等の購入費 ※ 平常時の通常の額との差額分を計上 ○ 食糧費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接応急救助に従事した職員に対する炊き出し等 ○ 印刷製本費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の帳簿、台帳、諸用紙類の印刷製本等に要する費用 ・ 事務必携、法令通知集、諸様式等の類のための印刷製本等に要する費用 ○ 光熱水費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助事務を行うのに必要な電気料、水道料、ガス代等 ※ 平常時の通常の額との差額分を計上 ○ 修繕費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費 ○ 使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助のために必要な土地、建物又は機器等の借上料 例：① 庁舎等が利用できない、又は他に救助対策本部を設置するなどのため、土地又は建物を借り上げた場合の土地又は建物の借上料 ② 救助対策本部等で使用する机、椅子、ラジオ、テレビ、パソコン、複写機、ファクシミリ、携帯電話等の借上料 ③ 災害救助事務を行うために必要な自動車等の輸送機器の借上料 ○ 委託費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助事務の執行に必要な業務委託費 ○ 通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信料、運搬料、交通費 ○ 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金 ・ 災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費

<p>整備書類</p>	<p>1. 救助事務費明細書 2. 支出関係証拠書類</p>
<p>その他</p>	<p>○ 救助事務費は、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれる。 ○ 職員の食糧費については、避難所等で炊き出し又は弁当等の給与を受けている被災者の状況を踏まえれば、高額あるいは豪華なものの支給及び購入等は厳に慎む必要がある。 ○ 備品は、応急救助の臨時的な性格から、購入費は原則として認められないが、借り上げることが著しく困難なものについては購入費についても認められる。ただし、この場合使用又は利用が終わった時点において、社会通念上、換価処分が可能なものについては換価処分し、その差額のみを対象経費とする。</p>

第3章 各種様式

救助実施記録日計票

種類	避	仮	炊	水
	被	医	救出	修理
	学	埋	死捜	死処
	障	輸	職	

市町名	
責任者	
年月日	

員数（世帯）	
品目（数量金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
その他	

(記入上の注意)

1. 日毎に各救助を実施するにあたって必要最小限度の事項が記載されているものであればよい。

2. 救助実施状況を県へ報告することになっており、次の事項については、少なくともメモしておくこと。

(救助の種類)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 避：避難所の設置 | 箇所数、収容人員 |
| (2) 仮：応急仮設住宅の設置 | 設置（希望）戸数 |
| (3) 炊：炊出しその他による食品の給与 | 箇所数、給食数、給食人員 |
| (4) 水：飲料水の供給 | 対象人員 |
| (5) 被：被服寝具その他の生活必需品の給与 | 品目別給与点数、給与世帯数 |
| (6) 医：医療及び助産 | 班数、医療機関数、患者数、分べん者数 |
| (7) 救出：災害にかかった者の救出 | 救出人員、行方不明者数 |
| (8) 修理：災害にかかった住宅の応急修理 | 対象世帯数 |
| (9) 学：学用品の給与 | 小中学校別対象者数及び給与点数 |
| (10) 埋：埋葬 | 埋葬数 |
| (11) 死捜：死体の捜索 | 死体処理数 |
| (12) 死処：死体の処理 | 〃 |
| (13) 障：障害物の除去 | 対象世帯数 |
| (14) 輸：輸送費 | |
| (15) 職：賃金職員等雇上費 | |
3. 日計票は、2部作成すること。

種目別区分		員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費			円	円	
1 救助費					
(1) おそれるお段階お避難設置	避難所	延人			
	福祉避難所	延人			
	ホテル・旅館等	延人			
	その他()	延人			
	計	延人			
(2) 避難所設置	避難所	延人			
	福祉避難所	延人			
	ホテル・旅館等	延人			
	その他()	延人			
	計	延人			
(3) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	世帯			
	賃貸型応急住宅	世帯			
	応急修理期間中の仮設住宅の使用	世帯			
	計	世帯			
(4) 炊出し	その他による食品給与費	延人			
(5) 飲料水供給費					
(6) 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
	半壊(焼)・床上浸水	世帯			
	計	世帯			
(7) 医療及び助産費	医療	延人			
	助産	延人			
	計	延人			
(8) 被災者の救出費		人			
(9) 福祉サービスの提供費		延人			
(10) 住宅の被害拡大を防止する緊急措置費(ブルーシート展張費)	自力又はボランティアによる施工	世帯			
	建設団体企業等による施工	世帯			
	計	世帯			
(11) 日常生活に必要な部分の修理費(住宅の応急修理費)	半壊(焼)以上	世帯			
	準半壊	世帯			
	計	世帯			
(12) 生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(13) 学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		
		文房具等	人		
	中学校生徒	教科書	人		
		文房具等	人		
	計		人		
(14) 埋葬費	大	人			
	小	人			
	計	人			
(15) 死体の捜索費		体			
(16) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
	一時保存	体			
	検案	体			
計		体			
(17) 障害物の除去費		世帯			
(18) おそれるお段階における輸送費					
(19) 輸送					
(20) おそれるお段階における賃金職員等雇上費		人			
(21) 賃金職員等雇上費		人			
2 実費弁償		人			
3 扶助金		件			
4 損失補償		件			
5 法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費					
1 都道府県事務費					
2 市町村事務費					
3 法第20条第1項の求償に係る事務費					
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費					
(合計)					

様式2

令和〇〇年度災害救助基金報告書

〇〇県〔市〕

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		A - B = C	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法			円	
	同条第2号の方法			円	
	同条第3号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額 (F - G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額		円	
		その他		円	
	生業資金返還額	基金繰入額		円	
		その他		円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式4-1②(建設型応急住宅)

応急仮設住宅台帳(その2)
(建設型応急住宅)

市町村名	整理番号	地区・住宅(団地)名	区分				着工戸数	完成戸数	集会施設		着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	概算額			自治体名		〇〇県[市]				
			構造	基礎	仕様	敷地			集会所	談話室					税込総額(円) (リースの場合は解体費用等含む)	うち、集会施設 (税込み、円) (設置費用、リースは解体費用等含む)	1戸あたりの平均価格(円)	民有地等借地料 (年額(円))	完成日	入居日	世帯数	入居人数	解消日	
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイル	コンクリート板	手摺り、ストロープ	公有地	50	50	1		〇月〇日	△月△日	〇月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月〇日	48	144		
	2	例)〇〇町仮設住宅	木造	布基礎		民地(有償)	20	20		1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月〇日	19	38		
	3																							
	4																							
	5																							
		計																						
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
		計																						
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
		計																						
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
		計																						
		合計																						

(注)1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「ムービング」、「トレーラー」住宅等の別を記入すること。
 3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入すること。
 4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
 6 「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
 8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。
 9 「うち、集会施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額を戸数で除して算出した金額を記入すること。
 11 「民有地等借地料(年額)」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)
 14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
 15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

番号	住家被害程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名								市町村名	実支出額	備考
					被服	寝具	衛生用品	台所用品	掃除用品	洗濯用品	防寒対策 用品	熱中症 対策用品			
			人	月 日										円	
計	全壊 半壊	世帯 世帯													

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 ただし、各個人の支給申請書が別にある場合は、給与数を記入することで差し支えない。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式11

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考
	機械器具等名称	数 量	金 額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理(ブルーシートの展張等)記録簿

整理番号	世帯主氏名	判断基準に基づく被害区分	実施月日	自治体から被災者に給与する資材の数量				①自治体から被災者に資材の提供をする場合の費用 (上限2万円)	②施工業者が資材費、労務費及び施工に係る事務費等一切の請負う場合の費用 (上限5万円)	③施工業者が修理する場合の労務費のみの場合 (上限3万円) (資材は自治体から提供を受ける場合の費用に記載)	市町村名	摘要				
				ブルーシート (#3000又はこれに準ずる耐候性を有する製品)	土のう袋 (UVブラック土嚢又はこれに準ずる耐候性を有する製品)	ビニールハウスロープ (マイカ線又はこれに準ずる耐久性等を有する製品)	防水テープ (エースクロス011又はこれと同等の粘着性能を有する製品)						枚数	枚数	巻数	巻数
				枚数	枚数	巻数	巻数						円	円	円	
			月 日													
	計 世帯															

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間	貸与金額 円	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業					
計 世帯									

(注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳											市町村名	実支出額	備考
					教科書					その他学用品(水に浸かったら使用不能なもの等)								
					国語	算数	理科	社会	その他	サインペン	ノート	スケッチブック	半紙、フェルト	その他				
		【被災者の救出】 ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出用関係支出証拠書類 【死体の捜索】																
小学校		人																
中学校		人																
高校		人																

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式16

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	市町村名		備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		検案料	実支出額	
							円	円	円	円	
計		人									

様式17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名		除去に要すべき 状態の概要	備考
			実支出額	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

おそれ段階における輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			故障車両等			修繕			市町村名	燃料費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	名称番号	所有者氏名	修繕 月日	修繕 費	故障の 概要					
			種類	台数											
月 日					円					円		円			
計															

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式18(1)-2

輸送記録簿(おそれ段階における輸送費を除く)

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名			
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式18②-1

おそれ段階における賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号								
従事した救助	氏名	雇上期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考
			日数	単価	合計	時間	単価	合計				
例) 応急修理 窓口対応	〇〇〇〇〇	R1.10.1から R1.11.30まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当
計	〇人											

様式18②-2

賃金職員雇上台帳(おそれ段階における賃金職員雇上費を除く)

自治体名		担当部局	担当者名			電話番号							
従事した救助	氏名	雇上期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考	
			日数	単価	合計	時間	単価	合計					
例)応急修理 窓口対応	〇〇〇〇〇	R1.10.1から R1.11.30まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当	
計	〇人												

(実費弁償)
様式19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
	人	人			円	円	円	円			
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師											
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師											
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は ・歯科衛生士											
・土木技術者 ・建築技術者											
・大工 ・左官又はとび職											
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式22
 (4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) [被災者の救出] ア 救助実施記録日計				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

様式24①

救助事務費の状況

自治体名

費 目	実 支 出 額	備 考
	円	
職 員 手 当		
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限る。災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

様式24(2)

救助事務費調査票

自治体名		担当部局		担当者名	電話番号
具体的な内容		金額		備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0		
内 訳	避難所の設置・運営	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費			0		
内 訳	避難所の設置・運営			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	その他			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ウ)消耗品費			0		
内 訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(エ)燃料費			0		
内 訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し	
(オ)食糧費			0		
内 訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(カ)使用料及び賃借料				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ)通信運搬費				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
合 計			0		

様式24③

救助事務費(時間外(休日, 夜間含)勤務手当、旅費明細書)

勤務の内容				自治体名				〇〇県(市)	
氏名	勤務年月日	勤務の内容	勤務場所 (搬送先の名称)	時間外勤務				旅費(円)	証拠書 No.
				開始時間	終業時間	勤務時間(h)	金額(円)		
例)	R〇.〇.〇	避難所の運営及び被災者支援	〇〇小学校	18:00	20:00	2:00	5,000	200	No.①
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
						0:00			
合計									

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品, 治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

機関名		支援先	
実施期間		日数	延人数

1. 医療

内容		数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等				0	※医療に計上
・医薬品, 治療材料				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・医療機器の修繕費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					

2. 応急救助の賃金雇上

内容		数量	単位	金額(円)	備考
(イ)賃金職員雇上費				0	
・日当(時間外勤務手当含む)				0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
(ウ)旅費等				0	
・旅費				0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・宿泊費				0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
(エ)需用費				0	
・消耗品費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・燃料費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・食糧費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
合計				0	※賃金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途, 積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は, 「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は, 「様式18② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。

様式24⑦

救助事務費(DMAT(DPAT)活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種:	氏名:							
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
合計			0:00	0	0	0	0	

救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿(入退所日時・世帯数が分かるもの、応援自治体除く) ・避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
応急仮設住宅	様式4	応急仮設住宅台帳 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	ア 救助実施記録日計票 イ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前(原状復旧時に必要になる) ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) ・救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) ・住まいの確保状況調査(日々報告)
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊き出し受払簿(毎日の給与数が分かるもの、応援自治体除く)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
飲料水の供給	様式6	飲料水の供給簿	ア 救助実施記録日計票 イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	・申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊、床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
医療	様式8	救護班活動状況	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類
	様式9	病院診療所医療実施状況	(1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写) (4)病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 (5)医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	
助産	様式10	助産台帳	ア 救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支払証拠書類 (注)救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の捜索	様式11	被災者救出状況記録簿	〔被災者の救出〕 ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支払証拠書類 〔死体の捜索〕 ア 救助実施記録日計票 イ 捜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の捜索状況記録簿 エ 死体捜索関係支払証拠書類	略
住宅の応急修理	様式12	住宅応急修理記録簿	(ア)救助実施記録日計票 (イ)住宅の応急修理記録簿 (ウ)住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ)住宅の応急修理関係支払証拠書類	①応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ②り災証明書 ③修理見積書 ④修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥工事完了報告書 ⑦修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式13	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式14	学用品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証拠書類 エ 備蓄物資払出証拠書類	り災証明書、 学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)
埋葬及び死体の処理	様式15 様式16	埋葬台帳 死体処理台帳	〔埋葬〕 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証拠書類 〔死体の処理〕 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証拠書類	略
障害物の除去	様式17	障害物除去の状況	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証拠書類	障害物の除去申請書類、 り災証明書、 請求書・請求書・支払い根拠書類、 除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)
輸送	様式18	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 金額等が確認できる書類
賃金雇い上げ	様式18②	賃金職員雇上台帳		・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
従事命令関係	様式19	(1)令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職	略
従事命令関係	様式20	(2)令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式21	(3)扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式22	(4)損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を取用(取り上げて使う)することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式23	法第19条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

参考資料2

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下	30,000,000	30,000,000	10%	3,000,000
	3千万円超え6千万円以下	60,000,000	0	9%	0
	6千万円超え1億円以下	100,000,000	0	8%	0
	1億円超え2億円以下	200,000,000	0	7%	0
	2億円超え3億円以下	300,000,000	0	6%	0
	3億円超え5億円以下	500,000,000	0	5%	0
	5億円超え		0	4%	0
↑救助費総額を入力すること。				救助事務費限度額	3,000,000

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

第4章 応急救助の基準一覧

令和 8 年度災害救助基準

令和 8 年 5 月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 370 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は @ 10,000 円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 基本額 1戸当たり 7,259,000円以内 ○ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内であればよい。 2 福祉仮設住宅を設置できる。 3 供与期間は2年以内								
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの。 2 供与期間は、2年以内								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
					全壊 全焼 流失	夏	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
						冬	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	12,700円
					半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円
冬	11,000円	14,400円	20,500円	24,300円		30,700円	4,000円					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用 謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費 若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水に学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	○ 教科書 ○ 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材 ○ 正規の授業で使用している教材実費 ○ 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,800円 中学校生徒 6,100円 高等学校等生徒 6,600円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 239,400円以内 小人(12歳未満) 191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,800円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり6,100円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送 2 被災者の避難に係る支援 3 医療及び助産 4 福祉サービスの提供 5 被災者の救出 6 飲料水の供給 7 死体の捜索 8 死体の処理 9 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。